

国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(学部学生の入学料の免除)</p> <p>第28条 本学の学部に入学者であつて次の各号の一に該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対して、学部学生の入学料を免除することがある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>前号</u>に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(学部学生の入学料の免除)</p> <p>第28条 本学の学部に入学者であつて次の各号の一に該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対して、学部学生の入学料を免除することがある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合</u></p> <p>(3) <u>前各号</u>に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合</p> <p>2～4 (略)</p>	

附 則 (教規程第31号)

この規程は、平成25年7月1日から施行し、平成26年4月1日以降に入学者から適用する。